主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担する。

事

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金一八万一、五一五円およびこの内金八万四、二〇八円に対する昭和四二年七月一日以降完済に至るまで日歩五銭の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の主張ならびに証拠の関係は、左のとおり付加するほかは、原判決事 実摘示と同一であるから、これを引用する。

(控訴人の主張)

一、 中小企業等協同組合法に基づく組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的としており(同法第五条第二項)、組合自体が金銭的利益を計るため、組合員の事業または家計等の助成を図るための事業以外の事業を行うことは許されないのであつて、組合が行うことができる事業は、同法により限定されている(信用協同組合については同法第九条の八)。 したがつて、組合は商人でなく、組合の事業は、商法第五〇二条掲記の行為と同一または類似のものであつても、商行為とはならない。この点は、判例学説上の通説である。

ところで、同法は、一定の事項について商法を準用する場合には、特にその旨の 準用規定を設けており(同法第九条の七の五、第三二条、第四二条、第六九条、第 八二条の八等)、旧産業組合法におけるがごとく「本法二別段ノ規定アルモノヲ除 クノ外商法及商法施行法中商人二関スル規定ヲ準用ス」る旨の一般的準用規定を設 けていないことは、商法の一般的準用を認めない趣旨であると解される。すなわ ち、同法は、商法の準用を明文をもつて制限的に列挙しているのであつて、右列挙 した事項以外の事項については、商法の一般的な適用ないし準用を排斥している のと解するのが正当である。しかるに、同法中には、組合員に対する資金の貸付金 のいて商法を適用ないし準用する旨の規定は全く存しないのであるから、右貸付金 の消滅時効は、民法の規定により一〇年であるというべきである。

二、信用協同組合においては、組合員資格、組合の事業は法定されており、組合は組合員のためのものであり、組合員の経済活動を助成する機関であつて、組合の利益と組合員の利益は究極的に一致している。組合の財産即ち組合員の財産であり、組合との関係は、経済的に一心同体であり、なんらの対立関係もなく、組合と組合員以外の純然たる第三者との関係とは全く異なる性格のものである。したがつて、組合と組合員との間の取引については、商行為の規定を適用ないし準用すべきではない。

本件において、被控訴人は控訴人の組合員であつて、右組合員たる資格において 貸付を受けたのであるから、純然たる第三者でないことは明白であり、被控訴人が たとい商人であつたとしても、右貸付金返還債務につき商法の規定を適用ないし準 用すべきではない。

理由

昭和三七年一二月一七日をもつて消滅時効が完成し、消滅するに至つたものと判断する。

本件において、控訴人は信用協同組合であつて商人ではないが、被控訴人が「明正社印刷所」の商号により印刷業を営む商人であることは当事者間に争がないから、控訴人主張の貸付金債権については、商法第五二二条の適用があるものと解せざるを得ない。

三、 以上の次第で、控訴人の本訴請求は失当として棄却すべく、原判決は相当であつて本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 浅賀栄 裁判官 川添万夫 裁判官 秋元隆男)